

沖縄県外国人留学生奨学金支給支援事業（沖縄県地域医療介護総合確保基金事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（外国人留学生奨学金支給支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（交付の目的）

第2条 介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、当該介護施設等が行う奨学金等の一部を助成することにより、留学生の受入環境を整備する。

（用語の定義）

第3条 この要綱において「留学生」とは、在留資格「留学」で在留し、介護福祉士資格の取得を目指し介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思を有する、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在在生をいう。

2 この要綱において「介護施設等」とは、所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人、施設、事業所等をいう。

（交付の対象）

第4条 留学生に対し、学費や生活費等を貸与又は給付する沖縄県内に所在する介護施設等を補助事業者とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

（補助対象経費）

第5条 沖縄県知事は、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

3 留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等類似する事業により支給を受け

ている経費については、対象としない。ただし、留学生が介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設在学時の居住費などの生活費の支給を受けるなど、本事業と他制度が重複しない場合は、その重複しない範囲において本事業の対象とする。

(留学生に対する返還免除)

- 第6条** 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた留学生が、養成施設卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、補助事業者が運営する沖縄県内の介護施設等で5年間継続して就労した場合は、奨学金の返還を免除しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、補助事業者は、奨学金の貸与を受けた留学生が5年間継続して就労しない場合であっても、奨学金の返還を免除することができる。

(補助額の算出方法)

- 第7条** この補助金の補助額は、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額に第4欄の補助率を乗じた額（補助限度額あり）とする。ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条** この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期限までに、補助金交付申請書（様式1）を沖縄知事に提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法〔昭和63年法律第108号〕に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法〔昭和25年法律第226号〕に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

- 第9条** 沖縄県知事は、補助金の交付の申請があったときは、補助金交付要綱第3条の2の規定により当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- 1 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている者
 - (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 2 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業等の執行を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに沖縄県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 6 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 7 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。
- 8 交付決定後において、補助事業を行う者が本補助金の趣旨及び交付条件

に違反した場合並びにその目的以外に使用した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- 9 補助事業を行う者が補助金等に関する法令、規則等に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を沖縄県に返還させることがある。

(補助金の変更申請)

第 11 条 補助事業者は、補助事業内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、様式 2 に定める変更（廃止）申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）には、その完了の日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 31 日までのいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式 3）を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 第 8 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 8 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式 4 による消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 介護施設等が留学生に奨学金の返還を求める場合にあつては、交付された補助金の額を除いて返還させ、介護施設等から県への補助金返還は生じないものとする。ただし、補助金の交付を受けた後において、留学生から介護施設等が負担した額を超える額が返還された場合にあつては、介護施設等は、負担額を超える額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 11 月 15 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 1 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

	助成上限額			助成対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	・学費 ※1	年額600,000円以内	外国人留学生1人あたり 1/3以内	1年以内
	・居住費などの生活費 ※2	年額360,000円以内		
介護福祉士 養成施設	・学費 ※1	年額600,000円以内	外国人留学生1人あたり 1/3以内	正規の修学 期間 ※3 (2～3年)
	・入学準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	・就職準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	・国家試験受験対策費用	1年度40,000円以内		
	・居住費などの生活費 ※2	年額360,000円以内		

※1…学費についてのみ、交付申請日の属する年度及びその前年度で、補助対象期間中に要したと知事が認める経費を対象とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限等、真にやむを得ないと知事が認める事由による経費を対象とする。

※2…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。
(学費・国家試験受験対策費用を除く。)

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行っても差し支えない。

① 年額240,000円以内の加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月50,000円以内の加算

※3…病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象機関に含めて差し支えない。